

《参考資料》

1. 策定経過
2. 策定体制
3. 用語解説
4. 将来都市フレーム（人口フレーム）について

1. 策定経過

	年月日	内容
令和 3年度	【令和3年】	
	11月19日	矢板市都市計画マスタープランの見直し策定について 庁議報告
	11月22日	矢板市都市計画マスタープランの進捗状況調査実施 実現方策及び事業スケジュールについて
令和 4年度	【令和4年】	
	6月10日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の制定
	6月10日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会公募委員の募集 (広報やいた、ホームページ)
	6月16日	見直し原案の説明(市長、副市長)
	7月28日	県都市計画課との打合せ
	8月9日	住民説明会
	9月16日	矢板市都市計画マスタープラン策定委員会委員の委嘱
	9月29日	第1回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 計画の目的と内容～都市整備方針について
	10月28日	第2回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 地域別整備方針～まちづくりの推進方策について
	11月7日	塩谷南那須農業振興事務所との打合せ
	11月9日	見直し原案の説明(市長、副市長)
	11月10日	宇都宮大学学術院長田准教授との打合せ 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案について
	11月18日	第1回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会 計画の目的と内容～都市整備方針について
	【令和5年】	
	1月19日	見直し原案に係るパブリックコメントの実施について 市議会全員協議会に報告
	1月20日	県都市計画課への意見照会
	1月20日～ 2月20日	見直し原案に係るパブリックコメントの実施 縦覧場所(都市整備課、矢板・泉・片岡公民館、市ホームページ) 9人から35件の意見を受付ける
	2月6日	第3回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について
	2月27日	宇都宮大学学術院長田准教授との打合せ 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について
3月7日	第2回矢板市都市計画マスタープラン策定委員会 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案(最終案)について	
3月8日～ 3月17日	隣接市町への意見照会 (異存ない旨の回答あり)	
3月22日	第21回矢板市都市計画審議会の開催 矢板市都市計画マスタープラン見直し原案の審議 見直し原案通り承認	
3月30日	パブリックコメントの結果及び矢板市都市計画マスタープラン見直し 策定について市議会全員協議会へ報告	
3月31日	矢板市都市計画マスタープラン見直し策定	
3月31日	県知事に通知	

2. 策定体制

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

番号	氏名	区分	役職等	号	備考
1	長田 哲平	学識経験者	宇都宮大学地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	1号	委員長
2	亀山 栄一	関係団体の職員	矢板市都市計画審議会 会長	2号	副委員長
3	東泉 清寿	関係団体の職員	矢板市商工会 会長	2号	
4	渡邊 浩正	関係団体の職員	矢板市農業委員会 会長	2号	
5	小川 安彦	関係団体の職員	矢板市区長会 会長	2号	
6	中嶋 加代子	関係団体の職員	矢板市女性団体連絡協議会 会長	2号	
7	笹沼 政行	関係団体の職員	栃木県県土整備部都市計画課長	2号	
8	阿久津 政巳	関係団体の職員	矢板土木事務所長	2号	
9	天谷 正行	関係団体の職員	塩谷南那須農業振興事務所長	2号	
10	穉野 勲	関係団体の職員	矢板森林管理事務所長	2号	
11	吉川 宗宣	関係団体の職員	矢板警察署長	2号	
12	大谷 聡宏	市民（公募）		3号	

(敬称略)

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会作業部会員名簿

番号	職名	所属名	役職等
1		総合政策課	課長補佐
2		総務課	課長補佐
3		社会福祉課	課長補佐
4		健康増進課	課長補佐
5		生活環境課	課長補佐
6		農林課	課長補佐
7		商工観光課	課長補佐
8		建設課	課長補佐
9		地籍調査課	課長補佐
10		国体・スポーツ局	局長補佐
11		下水道課	課長補佐
12	部会長	都市整備課	課長
13	事務局兼	都市整備課	課長補佐

(敬称略)

■矢板市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、矢板市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを決める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を認め、その意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会における検討事項の原案を作成するため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第1に掲げる関係所属の課長補佐等をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、都市整備課長をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 前条の規定は、作業部会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

別表第1（第6条関係）

総合政策課

総務課

社会福祉課

健康増進課

生活環境課

農林課

商工観光課

建設課

都市整備課

地籍調査課

国体・スポーツ局

下水道課

3. 用語解説

【あ行】

用語	解説
空き家バンク	地方自治体等が空き家の情報についてWEBサイトを活用すること等により利用希望者に紹介する取組のこと。
E V	(=Electric Vehicle) 電気自動車のこと。
意匠	建築物などの形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫、デザインのこと。
A I	(=Artificial Intelligence) 一般的に人工知能と呼ばれる。知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術のこと。
S D G s	2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」における2030年を見据えた持続可能な世界のための国際的な目標のこと。
屋外広告物	屋外広告物法第2条に基づくもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のこと。表示内容が営利を目的としないもの(行事や催事等の案内など)も含まれる。
屋外広告物条例	都道府県及び景観行政団体である市町村が、屋外広告物の制限や基準について定める条例のこと。

【か行】

用語	解説
街区公園	主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所あたり面積0.25haを標準として配置されるもの。
開発許可	市域内における無秩序な市街化を防止し、計画的な土地利用を図るための許可制度のこと。都市計画区域内で3000㎡以上、都市計画区域外で1ha以上の開発行為をしようとする場合に、あらかじめ知事の許可が必要となる。
街路	歩行者や自動車の通行機能を果たす施設で、市街地内の道路を総称したもの。
環境負荷	人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
既成市街地	一般には、都市において、既に建物や道路等ができあがって、市街地が形成されている地域のこと。都市計画法では、人口密度40人/ha以上の地区が連たんする地域で、地域内の人口が3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。
既存ストック	既に整備されている道路、公園などの公共施設や観光・商業施設などのこと。
供給処理施設	上水道、電気・ガスなどの供給施設と、下水道、ごみ焼却場などの処理施設の総称のこと。
緊急輸送道路	大規模な災害が発生した場合、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、県地域防災計画において設定される道路のこと。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために定める計画のこと。
景観条例	景観計画に取り組むために必要な事項を定める条例のこと。
景観法	平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律のこと。基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成される。

用語	解説
建築協定	市が条例で定める一定の区域内において、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するために、建築基準法の一般的な制限のほかに、関係権利者全員の合意のもとに締結される協定のこと。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。門、塀、地下工作物や建築設備等を含んだものをいう。
公共公益施設	行政施設、教育施設、福祉施設や医療施設などの公共・公益性の高い施設のこと。
公共サイン	不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称のこと。公的機関が設置主体となり公共空間に設置する。
洪水浸水想定区域	降雨時に河川等の氾濫により洪水が発生し、浸水が想定される区域のこと。
交流人口	その地域に訪れる（交流する）人のこと。
国土強靱化地域計画	国土強靱化基本法に基づき国により策定された国土の強靱化の指針である「国土強靱化基本計画」との整合・調和を図り、地方公共団体が地域の実情等を踏まえて策定する計画のこと。
コワーキングスペース	様々な年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。
コンパクトシティ	市域の効率的な利用や公共交通の利便性の向上などにより、都市機能の維持コストや環境負荷が小さく、ある程度まとまったエリア（歩いて暮らせるエリア）に都市機能・居住機能が集積した都市のこと。
コンパクト・プラス・ネットワーク	特に地方都市において、地域の活力を維持しつつ、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

用語	解説
再生可能エネルギー	大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
色彩	彩り（いろどり）や色合いといった色の配置具合、取り合わせのこと。
修景緑化	市街地内での緑の演出のため、建築物や道路、公園などにおいて樹木や草花を植栽する景観整備のこと。
重要物流道路	物流の更なる円滑化等を図るため、国土交通大臣が指定する、物流の観点から重要な道路のこと。
循環型社会	廃棄物の発生を削減し、リサイクルできるものは可能な限り資源として利用するなど、天然資源（石油・森林）の消費を抑制する、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
人口集中地区（DID）	昭和35年の国勢調査より設定された項目で、国勢調査の調査区を基本単位として、1）人口密度が1km ² あたり4,000人以上の単位区等が市区町村内で互いに隣接して、2）それらの人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。
人口フレーム	過去の実績や今後の社会情勢などを考慮し、予測された将来人口のこと。
スポンジ化	まちなかにおいて空き家や空き地などの利用されていない空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生し、都市の内部でスポンジに空いている孔のように小さな空洞化が進行すること。

用語	解説
スマートインターチェンジ (スマートIC)	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。
スマートシティ	先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する取組であり、Society5.0の先行的な実現の場であるとされる。
生活サービス	住民の日々の生活に必要なサポート、サービス(行政、教育、子育て、商業、医療、福祉、金融など)の総称。
総合計画	地方自治法に基づき、地方公共団体における全ての計画の基本となる計画であり、地域づくりの最上位に位置付けられ、長期的な展望を持った計画的・効率的な行政運営の総合的な指針となるもの。
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり10~50haを標準として配置されるもの。
Society5.0	我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものであり、これまでの狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)」を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

【た行】

用語	解説
大規模盛土造成地	宅地造成等規制法に基づき、地震による地すべりで居住者に危害を生じるおそれが大きい一団の造成宅地は「造成宅地防災区域」に指定され、このうち、「一定規模以上の形状で、計算により危険と確認できる造成宅地」のことをいう。
耐震化	建物の倒壊等による地震被害の拡大を防ぐため、建物の耐震診断の結果、耐震性が不足している場合に耐震改修工事を行うこと。
脱炭素社会	地球温暖化の要因となるCO2(二酸化炭素)をはじめとする温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す社会のこと。
地域公共交通網形成計画	まちづくりと連携した公共交通ネットワーク形成のため、地域の公共交通のあり方や住民・交通事業者・行政の役割を定める計画のこと。
地域公共交通計画	地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体を中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)のこと。
地域地区	都市計画区域内の土地を利用目的によって区分(用途地域等)し、建築物などに対し必要な制限を課すもの。
地区計画	まとまりのある「地区」を対象に、住民の意見を反映しながら、市が地区の特性に応じたきめ細かい計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度のこと。
長寿命化	老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直し、耐久性を高めるとともに、施設の機能や性能を現在求められている水準にまで引き上げること。
デマンド交通	利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望(デマンド)に応じて運行する公共交通のこと。

用語	解説
テレワーク	I C T（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地の利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定める地域のこと。
都市計画区域	土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づき、県が広域的見地から定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。
都市計画マスタープラン	都市計画法（法第 18 条の 2）により規定される、市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。
都市公園	都市公園法に規定される、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。
都市再生特別措置法	平成 14 年に制定された、少子・高齢化等の社会経済情勢の変化に対応し、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るなど、都市の再生の推進に関する基本方針等を定めた法律のこと。
都市施設	道路、公園、下水道など、安全で快適な都市生活や機能的な都市活動に欠かせない市の骨格を形成する施設のこと。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなどの土砂災害が発生した場合に、住民などの生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業のこと。

【な行】

用語	解説
にじみ出し	用途地域外縁部で、一部都市化が進んでいる部分のこと。
日本遺産	文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーのこと。日本遺産は地域に点在する遺産を「面」として捉え、ストーリーによりパッケージ化して活用し、遺産や地域文化の保護のみならず、それを活用して地域活性化を図ることを目的としている。

【は行】

用語	解説
パーソナルモビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる 1 人～2 人乗り程度の小型の乗り物のこと。
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
バリアフリー	障がい者が生活する上での障壁（バリア）が取り除かれた状態のこと。

用語	解説
ファサード	建物の通りに面した部分の外観のこと。主に店舗の建築や改修で使われる言葉。
不燃化	建築物の更新の際に耐火建築物又は準耐火建築物にすること。
フレーム	都市計画上の人口等における目標値のこと。
防火地域・準防火地域	都市計画法上に基づく地域地区の一つ。市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、都市の不燃化を図ることを目的とし、建築物の構造等を制限する制度のこと。

【ま行】

用語	解説
まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 26 年に策定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年から第 2 期計画に移行）との整合を図り、地方行政団体がそれぞれの地域の特徴を活かした持続的な社会を創生するための戦略的な取組を定める計画のこと。

【や行】

用語	解説
用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。

【ら行】

用語	解説
ライフサイクルコスト	建築物の企画・設計から解体までの間に発生する費用の合計のこと。
ライフライン	水道・電気・ガス・通信など、日常生活を送る上で必須となる設備のこと。
立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版のこと。
緑地保全地域	都市計画法上に基づく地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全していく制度のこと。

4. 将来都市フレーム（人口フレーム）について

■将来都市フレームの検証

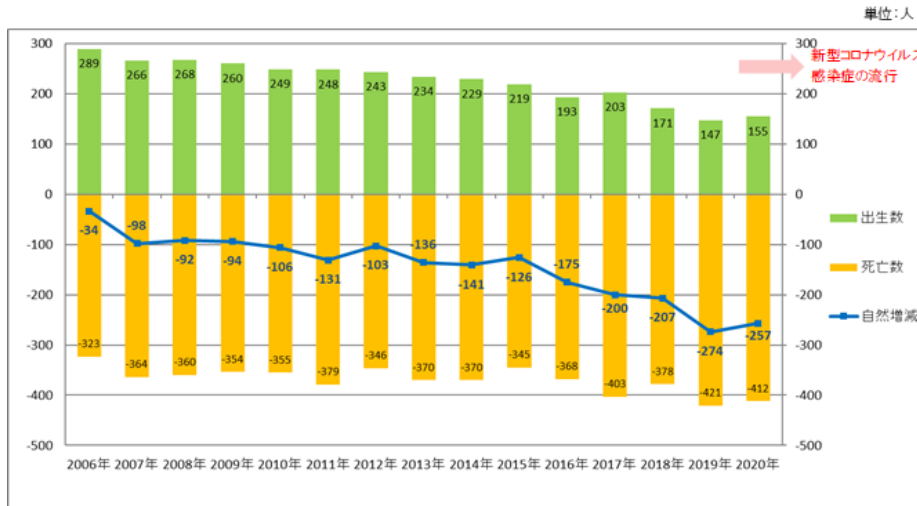
◎「やいた創生未来プラン」内の「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（人口の将来展望）」や「人口フレーム」、国勢調査公表結果の最新データ（令和2年）等を考慮した将来都市フレームの検証



●令和2年の時点で国勢調査実績値（31,165人）が、平成27年基準の推計値である“人口ビジョン：人口将来展望”の値（32,187人）を約1,000人下回る状況

[参考：自然増減（出生数・死亡数）の推移、社会増減（転入数・転出数）の推移]

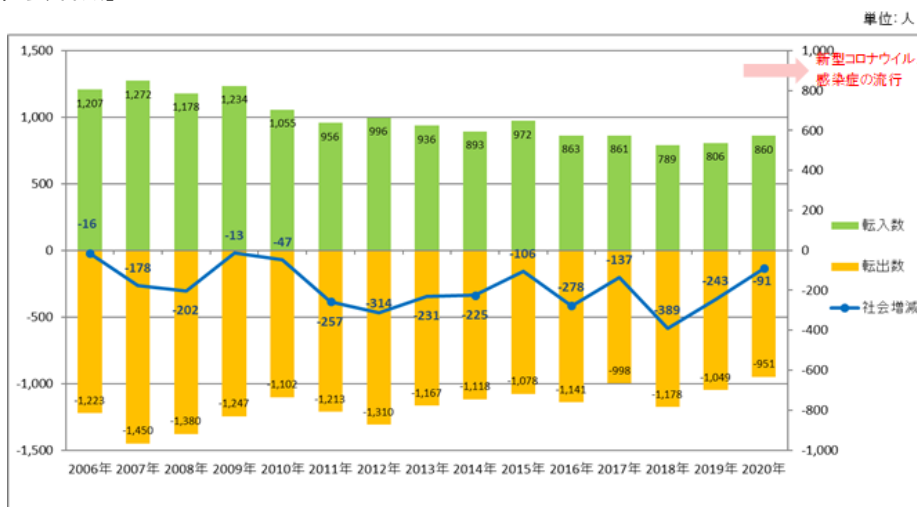
【自然増減】



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（日本人のみ）

- ・出生数の推移…緩やかな減少傾向
- ・死亡数の推移…増減を繰り返し緩やかな増加傾向
- ・自然増減の推移…自然減の傾向をやや強め年間250人程度の自然減で推移
- ・新型コロナ禍の影響下におけるうごき
 - …結婚や妊娠の鈍化が懸念されるものの出生数の大幅な減少等のうごきは見受けられない。

【社会増減】

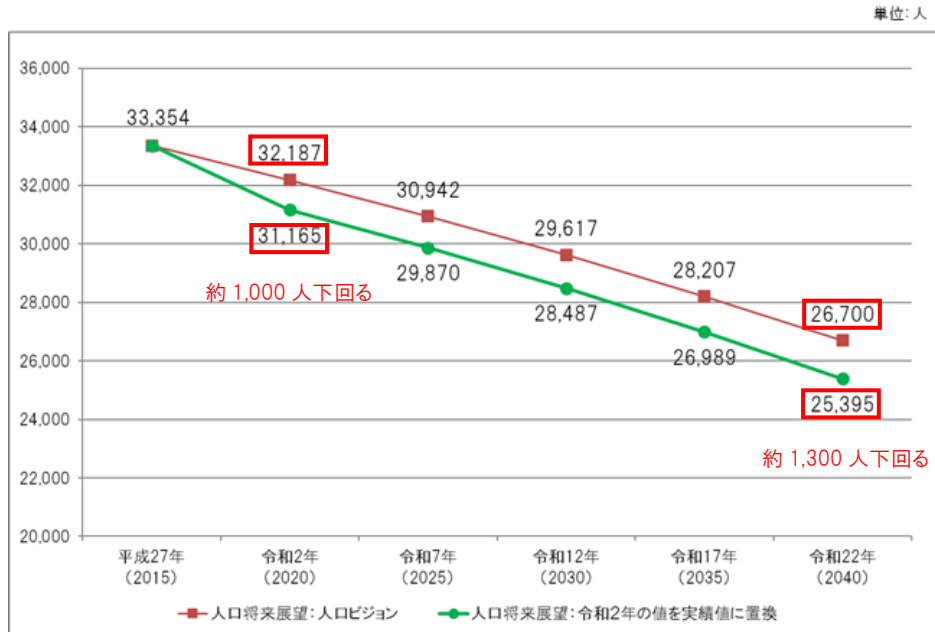


資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（日本人のみ）

- ・転入数の推移…近年は緩やかな増加傾向
- ・転出数の推移…近年は緩やかな減少傾向
- ・社会増減の推移…社会減の傾向で推移するものの令和2年には社会減が100人を下回る。
- ・新型コロナ禍の影響下におけるうごき
 - …東京一極集中のうごきの鈍化もあり転入数の増・転出数の減のうごきが見受けられる。

[将来展望（平成27年基準人口ビジョン推計値と令和2年実績値を反映した推計値）]

- 平成27年基準の“人口ビジョン：人口将来展望”の推計値（下のグラフ上段）と令和2年実績値を反映した推計値（下のグラフ下段）とを令和22年の時点で比較すると、（上段）26,700人、（下段）25,395人となり、令和2年実績値反映推計値が約1,300人下回る状況



- ・推計に用いる合計特殊出生率（自然増減に関わるもの）
- …現行水準 1.50（仮定）がそのまま令和22年まで推移
- ・推計に用いる純移動率（社会増減に関わるもの）
- …令和22年に転出・転入が平衡（ゼロ）になると想定

資料：国配付ツールにより作成



■将来都市フレームの設定の考え方

- ◎上記の「将来都市フレームの検証」等の結果より、現時点でやや大きな人口の差異は見られるものの、長期的には概ね同様の傾向で推計値が推移するものと想定されることから、都市計画マスタープランの計画期間である概ね20年後の将来都市フレーム（人口フレーム）においては、“人口ビジョン：人口将来展望”の推計値を踏襲することが望ましいと考えられる。



矢板市都市計画マスタープラン

令和5年3月 栃木県矢板市